

**令和3年3月からの児童扶養手当制度改正に当たり、新たに認定
請求される障害基礎年金等を受給している方へのお願いです。**

- 1 令和3年3月分以降の児童扶養手当の支給制限に当たり、障害基礎年金等を受給している場合の支給制限に関する「所得」に、非課税の公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償等）が含まれます。
- 2 このため、令和3年3月分以降の児童扶養手当の額の算出のために必要となりますので、障害基礎年金等を受給しており、新たに児童扶養手当の認定請求をされる際は、認定請求上必要とされる添付書類に加え、できる限り前年（※又は前々年）の非課税の公的年金給付等の支給額がわかる書類を提出してくださるようお願いいたします。

（※1月から9月までの間に認定請求する場合は、前々年となります。）

（非課税の公的年金給付等の額がわかる書類がなくても認定請求は可能ですが、その場合、公的年金給付等の額を関係機関に照会する必要があるため、認定に時間がかかり、児童扶養手当の支給が定例払の月（奇数月）より遅くなる場合があります。）